人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）に基づき、人事院規則二一—〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年十二月十六日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二一—〇—一一

人事院規則二一—〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一—〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（官民人事交流法の対象とする法人）	（官民人事交流法の対象とする法人）
第四条　官民人事交流法第二条第二項第四号の人	第四条　官民人事交流法第二条第二項第四号の人

事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。	事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　労働金庫及び労働金庫連合会	三　労働金庫
四～六　（略）	四～六　（略）
七　損害保険料率算出団体	（新設）
八～十一　（略）	七～十　（略）
十二　認可金融商品取引業協会	（新設）
十三　自主規制法人	（新設）
十四　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会	十一　消費生活協同組合
十五・十六　（略）	十二・十三　（略）
（人事交流の対象とする民間企業）	（人事交流の対象とする民間企業）

第七条　人事交流は、その実務を経験することを通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得することができる民間企業との間で行うものとする。ただし、民間企業が次に掲げる場合に該当するときは、当該民間企業との間の人事交流は行うことができない。

一　人事交流を行おうとする日前一年以内に、民間企業又はその役員若しくは役員であった者が、当該民間企業の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合（無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く。以下この号において同じ。）又は特定不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第

第七条　人事交流は、その実務を経験することを通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得することができる民間企業との間で行うものとする。ただし、民間企業が次に掲げる場合に該当するときは、当該民間企業との間の人事交流は行うことができない。

一　人事交流を行おうとする日前二年以内に、民間企業又はその役員若しくは役員であった者が、当該民間企業の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合（無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く。）又は特定不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分

四号に規定する不利益処分のうち許認可等の取消しその他の民間企業の業務運営に重大な影響を及ぼすものとして人事院の定めるものをいう。以下同じ。）を受けた場合（同一の事実につき、起訴された場合又は特定不利益処分を受けた場合が合わせて二以上あることとなるときは、これらの場合のうち最初に起訴された場合又は特定不利益処分を受けた場合） 二・三　（略） （所管関係にある場合の交流派遣の制限） 第十条～第十二条　（略） 第十三条　国の機関等（国の機関及び行政執行法	（以下単に「不利益処分」という。）のうち許認可等の取消しその他の民間企業の業務運営に重大な影響を及ぼす不利益処分として人事院の定めるものをいう。第十六条において同じ。）を受けた場合 二・三　（略） （所管関係にある場合の交流派遣の制限） 第十条～第十二条　（略） 第十三条　国の機関等（国の機関及び行政執行法

人をいう。以下同じ。）と所管関係にある同一の民間企業に、連続して四回、当該民間企業と所管関係にある同一の本省庁の課相当部局等（国の機関、法律若しくは政令の規定により当該国の機関に置かれる部局等又は当該部局等との権衡を考慮して人事院が定める組織であって、当該民間企業と所管関係にあるもののうち、本省庁の課、これに相当する部局等その他の最小単位のものをいう。）又は行政執行法人（以下この条及び第二十二条において「同一部局等」という。）に勤務する職員（当該同一部局等との所管関係に係る事務をつかさどる上級の職員を含む。以下この条及び第二十二条にお

人をいう。以下同じ。）と所管関係にある同一の民間企業に、連続して四回、当該民間企業と所管関係にある同一の本省庁の局等（本省庁に置かれる組織のうち官房、局又は部（官房又は局に置かれる部を除く。）その他これらに準ずる組織をいう。）その他の国の機関に置かれる部局等であって人事院が定めるもの又は行政執行法人（以下この条及び第二十二条において「同一部局等」という。）に勤務する職員の交流派遣をすることができない。この場合において、既にされた当該同一部局等に勤務する職員の当該民間企業への交流派遣の終了の日から二年を経過していないときは、当該交流派遣と新

いて同じ。）の交流派遣をすることができない。この場合において、既にされた当該同一部局等に勤務する職員の当該民間企業への交流派遣の終了の日から二年を経過していないときは、当該交流派遣と新たにする交流派遣は連続しているものとみなす。

（派遣先企業の起訴等による交流派遣の制限）

第十六条　交流派遣の期間中に、派遣先企業又はその役員が、当該派遣先企業の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は特定不利益処分を受けた場合（同一の事実につき、起訴された場合又は特定不利益処分を受けた場合が合わせて二以上あることとなるときは、これらの場合

たにする交流派遣は連続しているものとみなす。

（派遣先企業の起訴等による交流派遣の制限）

第十六条　交流派遣の期間中に、派遣先企業又はその役員が、当該派遣先企業の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は特定不利益処分を受けた場合には、当該派遣先企業への交流派遣を継続することができない。

のうち最初に起訴された場合又は特定不利益処分を受けた場合に限る。）には、当該派遣先企業への交流派遣を継続することができない。

（民間企業の部門との交流派遣の制限）

第十九条　交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流派遣予定職員の派遣先予定企業（第四条第五号から第十六号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を次に掲げるもの（第二十五条、第三十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第三号において「国等の事務又は事業の実施等」という。）によって得ている部門がある場合に

（民間企業の部門との交流派遣の制限）

第十九条　交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流派遣予定職員の派遣先予定企業（第四条第五号から第十三号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を次に掲げるもの（第二十五条、第三十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第三号において「国等の事務又は事業の実施等」という。）によって得ている部門がある場合に

は、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

一～三　（略）

（民間企業の部門との交流採用の制限）

第二十五条　交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業（第四条第五号から第十六号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属したことがある当該交流採用予定者の交流採

は、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

一～三　（略）

（民間企業の部門との交流採用の制限）

第二十五条　交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業（第四条第五号から第十三号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属したことがある当該交流採用予定者の交流採

用をすることができない。

（交流派遣の実施に関する計画の認定）

第三十一条　任命権者は、官民人事交流法第七条第一項の規定により交流派遣をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流派遣の実施に関する計画を記載した書類（次項において「交流派遣に係る計画書類」という。）を人事院に提出して、その認定を受けなければならない。

一・二　（略）

三　交流派遣をしようとする日前五年間に係るそれぞれの年度において交流派遣予定職員が職員として在職していた国の機関等と派遣先

用をすることができない。

（交流派遣の実施に関する計画の認定）

第三十一条　任命権者は、官民人事交流法第七条第一項の規定により交流派遣をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流派遣の実施に関する計画を記載した書類（次項において「交流派遣に係る計画書類」という。）を人事院に提出して、その認定を受けなければならない。

一・二　（略）

三　交流派遣をしようとする日前五年以内において交流派遣予定職員が職員として在職していた国の機関等と派遣先予定企業との間の契

予定企業との間の契約関係の有無及びその内容

四　交流派遣をしようとする日前一年以内における派遣先予定企業（その役員又は役員であった者を含む。）に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該派遣先予定企業の業務に係る特定不利益処分を受けたことの有無及びその内容

五〜七　（略）

2　任命権者は、第四条第五号から第十六号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければな

約関係の有無及びその内容

四　交流派遣をしようとする日前二年以内における派遣先予定企業（その役員又は役員であった者を含む。）に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　不利益処分を受けたことの有無及びその内容

五〜七　（略）

2　任命権者は、第四条第五号から第十三号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければな

らない。

一～三　（略）

（交流採用の実施に関する計画の認定）

第四十二条　任命権者は、官民人事交流法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類（次項において「交流採用に係る計画書類」という。）を人事院に提出して、その認定を受けなければならない。

一・二　（略）

三　交流採用をしようとする日前五年間に係るそれぞれの年度における交流採用予定機関と

らない。

一～三　（略）

（交流採用の実施に関する計画の認定）

第四十二条　任命権者は、官民人事交流法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類（次項において「交流採用に係る計画書類」という。）を人事院に提出して、その認定を受けなければならない。

一・二　（略）

三　交流採用をしようとする日前五年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契

所属企業との間の契約関係の有無及びその内容 四　交流採用をしようとする日前一年以内における所属企業（その役員又は役員であった者を含む。）に関する次に掲げる事項 イ　（略） ロ　当該所属企業の業務に係る特定不利益処分を受けたことの有無及びその内容 五・六　（略） 2　任命権者は、第四条第五号から第十六号までに掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載し
約関係の有無及びその内容 四　交流採用をしようとする日前二年以内における所属企業（その役員又は役員であった者を含む。）に関する次に掲げる事項 イ　（略） ロ　不利益処分を受けたことの有無及びその内容 五・六　（略） 2　任命権者は、第四条第五号から第十三号までに掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載し

なければならない。 一～三　（略）	なければならない。 一～三　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　この規則の施行の日以後にする官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣又は同条第四項に規定する交流採用に係るこの規則による改正後の規則二一―〇第三十一条第一項又は第四十二条第一項の規定による認定の手続及びこれらに関し必要な手続は、この規則の施行前においても、これらの規定の例によりすることができる。